

議 事 録

平成 2 4 年第 1 回定例会

[最終日]

平成 2 4 年 3 月 1 5 日 (木)

開 議	
議 長	おはようございます。 本日の出席議員は、１５人です。 定足数に達しておりますので、これから、本日の会議を開きます。 （９：３０）
日程第１	
議 長	日程第１ 議案第１号「町道の路線認定について」を、議題とします。 これから、質疑を行います。 （質疑なし）
議 長	質疑がないようです。 これから、討論を行います。 （討論なし）
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第１号「町道の路線認定について」を、採決します。 議案第１号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 （賛成者挙手）
議 長	挙手全員です。 したがって、議案第１号「町道の路線認定について」は、原案のとおり可決されました。
日程第２	
議 長	日程第２ 議案第２号「建設工事委託に関する実施協定の変更について」を、議題とします。 これから、質疑を行います。 （質疑なし）
議 長	質疑がないようです。 これから、討論を行います。 （討論なし）
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第２号「建設工事委託に関する実施協定の変更について」を、採決します。 議案第２号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 （賛成者挙手）
議 長	挙手全員です。 したがって、議案第２号「建設工事委託に関する実施協定の変更について」は、原案のとおり可決されました。
日程第３	
議 長	日程第３ 議案第３号「筑前町行政組織条例及び筑前町予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例の制定について」を、議題とします。 これから、質疑を行います。 梅田美代子議員
梅田議員	これは、行政組織の見直しによるものの一部条例改正でございます。 このこと自体に異議を申すつもりはございませんけれども、３月の広報におきまして、１７ページですが、「４月からこども課の一部業務が健康課へ移行します。」ということで、掲載をされております。 今議会で、これは議決をして、初めて決定される事項でございますが、それ以前に、こういうふうな形で広報に掲載されておりますということは、ある意味議会軽視に等

	しいと思いますが、その見解をお尋ねいたします。
議 長	総務課長
総務課長	お答えいたします。 ちょっと勇み足だったかなという感じは持っております。 しかしながら、住民に早く周知をしたいという気持ちがあったんですね、ちょっと勇み足で出したことに関しましては、お詫びいたしたいと思います。
議 長	梅田美代子議員
梅田議員	住民サービス上ですね、早く周知したいという気持ちは、私も十分理解するところでございます。 そうであるならばですね、この議案は、今議会じゃなくて、前回の１２月議会なりで上程するべきではなかったのかと思います。
議 長	総務課長
総務課長	お答えいたします。 確かに言われるとおりと思います。 組織を組み立てるのが、ちょっとですね、１月に入って組み立てたこともございまして、このような結果になったことに関しましては、お詫びいたしたいと思います。
議 長	これで、質疑を終わります。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第３号「筑前町行政組織条例及び筑前町予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例の制定について」を、採決します。 議案第３号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、議案第３号「筑前町行政組織条例及び筑前町予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。
日程第４	
議 長	日程第４ 議案第４号「筑前町附属機関に関する条例及び筑前町特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、議題とします。 これから、質疑を行います。 (質疑なし)
議 長	質疑がないようです。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第４号「筑前町附属機関に関する条例及び筑前町特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、採決します。 議案第４号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、議案第４号「筑前町附属機関に関する条例及び筑前町特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第5	
議 長	日程第5 議案第5号「筑前町税条例の一部を改正する条例の制定について」を、議題とします。 これから、質疑を行います。 (質疑なし)
議 長	質疑がないようです。 これから、討論を行います。 河内直子議員
河内議員	反対の立場から討論します。 この条例改正案の中には、退職所得に対する町民税額の10%の税額控除の廃止、さらには町民税の均等割額500円が含まれており、町民に負担増を強いるものとなっています。 よって反対を表明し、討論とします。
議 長	賛成者の討論を求めます。 (賛成討論なし)
議 長	これで、討論を終わります。 これから、議案第5号「筑前町税条例の一部を改正する条例の制定について」を、採決します。 議案第5号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手多数です。 したがって、議案第5号「筑前町税条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。
日程第6	
議 長	日程第6 議案第6号「筑前町分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について」を、議題とします。 これから、質疑を行います。 (質疑なし)
議 長	質疑がないようです。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第6号「筑前町分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について」を、採決します。 議案第6号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、議案第6号「筑前町分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。
日程第7	
議 長	日程第7 議案第7号「筑前町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について」を、議題とします。 これから、質疑を行います。 河内直子議員
河内議員	議案書の32ページ、新旧対照表でお尋ねします。 5条の3項が、改正案ではなくなるわけですが、これは、24年度に新たに、新規

	に規定するという説明がありました。 ここに上げてあるアの２段目、政令第６条第５項第１号に規定する金額というのは、普通に町営住宅で定めている金額とどれくらいの差があるのか、お尋ねします。
議 長	都市計画課長
都市計画課長	申し訳ありません。ちょっと数値を持って来ておりませんので、後でお答えさせていただきます。
議 長	河内直子議員
河内議員	それともう１点ですが、２４年度、空き家の予定はないのでしょうか。 もしあったとしたら、ここを早く決めとかなないと、身体障害者の方とかが入れないのではないかなと思うんですが。
議 長	都市計画課長
都市計画課長	お答えいたします。 政令としてですね、従前は法自体にですね、同居親族がいるということが明記をされておりました。この分が今度の一括法で廃止になりましたもんですから、その分を補填しなければならないということで、ご説明申し上げましたようにですね、次のページですけれども、第２項に政令第６条第１項に掲げておる分を、１号から８号まで掲げさせていただいておりますので、独居で入られる方については問題はありません。 それから、現行の第５条第３項に所得の基準を上げておりますけれども、この分が、そのア、イに上げておりますが、政令第６条第４項とか、この辺が政令が消えますので、当然、改正法等の関係でですね、これは削除いたします。 その代わり附則で上げておりますように、この政令が施行されるまでの間、１年間につきましては、現行のままで行くということになっておりますので、今年１年間、２４年度のうちにですね、住居者選考委員会等の意見も伺いながら、額を決定したいということで考えております。
議 長	これで、質疑を終わります。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第７号「筑前町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について」を、採決します。 議案第７号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、議案第７号「筑前町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。
日程第８	
議 長	日程第８ 議案第８号「筑前町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について」を、議題とします。 これから、質疑を行います。 福本秀昭議員
福本議員	確認の点で、１点お尋ねしたいと思います。 いわゆる電話回線の関係の占用料徴収ということでございますが、一般なり個人を対象にした料金表の見直しも、これは同じ内容で改正なされるものか、この点をお尋ねいたしたいと思います。
議 長	建設課長

建設課長	お答えいたします。 そういった電話料金等ではなくて、道路法上の道路占用を受けている電柱、電話柱に対する占用料の条例ということでございます。以上です。
議 長	福本秀昭議員
福本議員	電話料ではなくてですね、個人の敷地に支柱が立っておるじゃないですか。それも同じ料金という扱いになるのでしょうかということ、行政で対象にした料金と個人の分も大体同じ見直しがなされるものかということでお尋ねしております。
議 長	建設課長
建設課長	お答えいたします。 福本議員の質問は、民間と、民間同士の契約の中身ということで、ちょっと行政のほうは入っていきませんので、今回の条例は、あくまでも町が所有しております、なおかつ町が町道として認定しております法面とか、そういった路肩とか、通行の障害にならないところに立っておる分のみが対象になっているということです。以上です。
議 長	金子保次議員
金子議員	これに反対ということではありませんけど、ちょっと説明を求めたいと思います。 これの中に、九電柱は含まれておらないわけですけど、私ども、元から、いくらか貰うと、今度は移設のときに非常に多額の費用を要するというので、お聞きしておったところでございます。 それもですね、ちょっと内容がよく分かりませんけれども。 これは、NTT柱は入っております。確かに24年度の歳入予算書を見ますと、占用料として1,179千円ほど歳入があっておるわけです。 しかし、同時に歳出では、7款2項6目ですね、その支柱の移設費として4,470千円ですか、その支出が見込まれております。 ですから、この際ですね、九電柱も含めて、九電柱なり、このNTT柱なりですね、もう少し、大体多額の費用がかかるというのは、どれくらいかかっておるものなのかとかいう説明を、自分たちは受けたところがありませんので、そこのところ、双方を含めて詳しく説明していただくのと、ここにNTT柱だけは見とると。今後の見解というものを質問します。
議 長	建設課長
建設課長	お答えいたします。 まず、現在、九電柱移設につきましては、移設費用について無償でお願いしておる状況にあります。 移設費用が発生する場合、1本当たり大体安いもので300千円から共架が集中する電柱移設につきましては、1本1,000千円程度になる場合もあり、占用料に対し移設費用が超過する可能性が非常に高いということで、今後道路整備の状況を踏まえて、現在検討に入っておる状況でございます。 その中で、町の歳入となります道路占用料の対象となる九電柱は、当然認定されている町道の路肩とかに立っている電柱でございますけれども、約2,200本程度でございます。 したがって、単純試算しますと、1,400千円から100数十万円の歳入が見込まれると。 また逆に、歳出の対象になる可能性がある、過去3年間の、町が九電に移設を依頼した本数につきましては、21年度が16本、22年度が10本、本年度、23年度が4月から12月末現在、9カ月間で16本すでに発生しておるということで、一応町の一般財源ということで、差し引きで考えますと、今のところ、条例化を見送った

	という状況が本音でございます。以上です。 （「使用料については」の声あり）
建設課長	失礼しました。 NTT柱につきましては、合併する前に協議が行われておりまして、平成14年から15年にかけては、合併を機に九電柱それからNTT柱等を、占用料の条例化ということで協議が行われております。 その根拠となったのが、国土交通省のほうからNTTとか九電とか、一般の、純粋な地方公共団体とか、そういったところでないところにつきましては、社会通念上の受忍義務、これを逸脱する可能性があるということで、NTTのほうから積極的に町のほうとアプローチがありまして、協議を重ねてまいりました。 なおかつ、当初条例を制定したときの後に、議案のときにご説明いたしましたけれども、地価水準とかを3年間見直しとかを行いまして、地価水準が下がっている状況で、占用料等を下げてくださいということでの申し出が、たびたびあっておりました。 その中で、当然合わせまして、国のほうから当然そういった通達があつております。その中で一応今回、近隣の市町村に合わせて単価を設定したという状況でございます。 したがいまして、当然、町の歳入の縮減を図るということも必要でございますけれども、どうしても道路法の第71条の第2項第1号の監督処分ということで、こちらの移設も町のほうとしてお願いしたいということであつたら、九電柱もNTT柱も、以前は無償ですべて工事をしていただいております。 ところが、NTT柱については、民間になったということで、非常に経営状況も厳しいということで、条例化されて、その後今回、通達に従った、近隣市町村と合せた単価を抑える措置を取らせていただいたという状況です。
議 長	河内直子議員
河内議員	新旧対照表の38ページです。 一番下の郵便差出箱及び信書便差出箱、これは郵便ポストのことだろうと思うんですが、何カ所ぐらいあるんでしょうか、お尋ねします。
議 長	建設課長
建設課長	お答えいたします。 一応、町のほうでは把握しておりませんで、基本的には町道の中の路肩ということですので、郵便箱等につきましては、ほとんどないというふうに考えられて結構だと思います。以上です。
議 長	矢野勉議員
矢野議員	これは、向こうの負担を下げるための処置ということを言われたんですけど。 こういう細分化されたら、なんか若干金額が上がるんじゃないか、単純計算するとなんか、現行から改正案を見ると小さく細分化されて、金額的に大きいのが出てきているんですが、そういうものが少ないから、総体的に見ると減額されるというわけですかね。それは、その金額はどの程度少なくなるんですか。
議 長	建設課長
建設課長	お答えいたします。 議員おっしゃるとおりで、ほとんどの今、占用料の対象となっておりますNTT柱というものが、この細分化されている部分には、ほとんどないということで、今回、この条例案と、額ということになっております。以上です。 額については、試算をしておりますので、申し訳ございません。
議 長	これで、質疑を終わります。 これから、討論を行います。

	(討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第 8 号「筑前町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について」を、採決します。 議案第 8 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、議案第 8 号「筑前町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。
日程第 9	
議 長	日程第 9 議案第 9 号「筑前町農業集落排水事業受益者分担金徴収条例及び筑前町下水道事業受益者負担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について」を、議題とします。 これから、質疑を行います。 (質疑なし)
議 長	質疑がないようです。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第 9 号「筑前町農業集落排水事業受益者分担金徴収条例及び筑前町下水道事業受益者負担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について」を、採決します。 議案第 9 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、議案第 9 号「筑前町農業集落排水事業受益者分担金徴収条例及び筑前町下水道事業受益者負担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。
議 長	ここで、先ほど河内議員の町営住宅管理条例の件で、都市計画課長から発言の申し出があつていますので、これを許可します。 都市計画課長
都市計画課長	すみませんでした。 32 ページの件ですけれども、政令第 6 条第 5 項第 1 号に規定する金額、それから、イの政令第 6 条第 5 項第 2 号に規定する金額、いずれも 214 千円です。 それから、次ページ、一番下のウですね。政令第 6 条第 5 項第 3 号に規定する金額、158 千円でございます。以上です。
日程第 10	
議 長	日程第 10 議案第 10 号「筑前町図書館条例の一部を改正する条例の制定について」を、議題とします。 これから、質疑を行います。 河内直子議員
河内議員	新旧対照表で質問します。45 ページです。 8 条の第 2 項、「協議会の委員の定数は 9 人とし、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、図書館利用者並びに学識経験のある者から教育委員会が任命する。」とあります。 今、図書館運営協議会には、議会から入っているんですが、今後議会からは入らな

	いということで、理解してよろしいのでしょうか、お尋ねします。
議 長	生涯学習課長
生涯学習課長	お答えいたします。 ただ今、図書館運営協議会につきましては、現在、その条例の施行規則の中に、すでにそういう委員さんの選考の基準がございます。 その中で、現在は、議員さんに入っていただいておりますが、識見を有する者というところで、1名入っていただいているような状況でございます。 今後は、議会のほうは委員会に入らないというようなことがございますので、今後、次期の改選のときにはですね、そのようにしたいというふうに考えております。
議 長	これで、質疑を終わります。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第10号「筑前町図書館条例の一部を改正する条例の制定について」を、採決します。 議案第10号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、議案第10号「筑前町図書館条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。
日程第11	
議 長	日程第11 議案第11号「平成23年度筑前町一般会計補正予算（第4号）について」を、議題とします。 これから、質疑を行います。 河内直子議員
河内議員	補正予算書の18ページです。 雑入の下から2番目、平和記念館グッズ売り上げ、1,100千円プラス補正ですが、新たなグッズ開発と、あと売れ筋はどんなものがよく売れたのか、お尋ねいたします。
議 長	企画課長
企画課長	お答えいたします。 グッズとして取り扱っていますのが、今現在、書籍それからタオルとかTシャツ、それからいろんなストラップとか、そういった商品がございます。 この中で、特に売れていますのは、売れ筋といいますのは、書籍とかプラモデル類とか、そういったものが上げられます。 それから、新たな開発したものということでございますけれども、独自に開発したものはございません。グッズはすべて商品業者のほうから仕入れをして、販売しているということでございます。以上です。
議 長	川上康男議員
川上議員	第4号の31ページでございますが、11目のそったく基金事業について、お伺いします。 3,919千円の補正額が出ておりますが、不用額が出ておりますが、執行率で63.6%ということでございます。 これは、使い道についてはいろいろ議論がされて決まっておると思うんですが、その中の20節の扶助費、この中に福祉サービスの件が1,000千円、それから在宅介護温泉入浴サービス券、これは960千円ということですが、これは、当然

	老人の方にお配りするサービス券だと、私は思っております。 ということであれば、何か人数をはっきり把握されて、私は交付されるものと思っておりますが。 これは、普通の節減効果とは違うような気がするんですが、どのような削減をされたのか、お伺いいたします。
議 長	福祉課長
福祉課長	お答えいたします。 まず、福祉サービス券でございますけれども、これは、75歳以上の高齢者の方、家族を含めてすべて75歳以上ということなんですけれども、700名見込んでおりました。 今現在、470数名というようなことでございまして、ちょっとうちのほうも、福祉課のほうも、いろいろ各団体、組織等ですね、こういった事業については説明してまいったところでございます。 しかしながら、中にはですね、そういった福祉サービス券、元気だからそういった世話にはならないという方もいらっしゃるし、その辺りで、こういった1,000千円減額したというようなことでございます。 それから、在宅介護温泉入浴サービス券交付でございますけれども、これは、花立山温泉にですね、実は、これは4月上旬に、早速事業推進のためにですね、いろいろ事業所あたりに電話しておったわけなんですけれども。 これがちょうど花立山温泉に障害者用の風呂のついた部屋が3つございます。その中の部屋に合った、マッチした特殊な多機能付き移動式簡易風呂というんですけれども、これを花立山温泉のほうから入れてくれという要望がございました。 しかしながら、ちょっとこれに不具合が生じてですね、そういった取り扱っている会社が2月に事業のほうをやめたというようなことがあります。 うちのほうも4月になってそういう事情を聞いたもので、電話も不通だったんですが、何とかしてその会社の代表のところへ電話をかけて、そういった事情を伺いました。 その後、弁護士のほうからも、9月に破産宣告があったというようなことですので、1つは、まず、このサービス券とその風呂の購入がセットでやっていく予定でございました。しかしながら、そういった種々の事情で、今回ちょっと中止せざるを得なかったというのが現状でございます。以上でございます。
議 長	これで、質疑を終わります。 これから、討論を行います。 河内議員、反対の意見ですか。
河内議員	はい、反対の立場から討論します。 この一般会計補正予算には、人事院勧告によるものですが、職員の給与、手当引き下げが計上されています。 よって反対を表明し、討論とします。
議 長	賛成者の討論はないですね。 (賛成討論なし)
議 長	これで、討論を終わります。 これから、議案第11号「平成23年度筑前町一般会計補正予算(第4号)について」を、採決します。 議案第11号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手多数です。

	したがって、議案第１１号「平成２３年度筑前町一般会計補正予算（第４号）について」は、原案のとおり可決されました。
日程第１２	
議 長	日程第１２ 議案第１２号「平成２３年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算（第５号）について」を、議題とします。 これから、質疑を行います。 （質疑なし）
議 長	質疑がないようです。 これから、討論を行います。 河内直子議員、反対の立場ですか。
河内議員	はい、反対の立場から。 議案第１１号と同じ理由により、反対を表明し、討論とします。
議 長	賛成の立場は、ないですね。 （賛成討論なし）
議 長	これで、討論を終わります。 これから、議案第１２号「平成２３年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算（第５号）について」を、採決します。 議案第１２号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 （賛成者挙手）
議 長	挙手多数です。 したがって、議案第１２号「平成２３年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算（第５号）について」は、原案のとおり可決されました。
日程第１３	
議 長	日程第１３ 議案第１３号「平成２３年度筑前町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について」を、議題とします。 これから、質疑を行います。 （質疑なし）
議 長	質疑がないようです。 これから、討論を行います。 河内直子議員
河内議員	反対の立場から討論します。 後期高齢者医療制度そのものに反対であり、それに係わる予算計上であり、反対を表明し、討論とします。
議 長	賛成の立場はないですね。 （賛成討論なし）
議 長	これで、討論を終わります。 これから、議案第１３号「平成２３年度筑前町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について」を、採決します。 議案第１３号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 （賛成者挙手）
議 長	挙手多数です。 したがって、議案第１３号「平成２３年度筑前町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について」は、原案のとおり可決されました。
日程第１４	
議 長	日程第１４ 議案第１４号「平成２３年度筑前町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第２号）について」を、議題とします。

	これから、質疑を行います。 河内直子議員
河内議員	課長の説明では、貸付金回収困難のために、県から補助金が出たということでしたが、これは、何件分の補助なんでしょうか。 それと、今後貸付回収困難、出る可能性はあるのかどうか、お尋ねいたします。
議 長	人権・同和対策室長
人権・同和対策室長	お答えいたします。 今回の補助金は1件分でございます。 金額がですね、滞納額が566千円に對しまして、423千円の補助金が入っております。 今後でございますけれども、補助対象となるためには細かな条件がございます。 現時点では該当者がありませんけれども、今後ですね、こういう補助金対象になる方を見逃さないようにですね、十分留意していきたいと思っております。
議 長	これで、質疑を終わります。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第14号「平成23年度筑前町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第2号)について」を、採決します。 議案第14号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、議案第14号「平成23年度筑前町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第2号)について」は、原案のとおり可決されました。
日程第15	
議 長	日程第15 議案第15号「平成23年度筑前町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について」を、議題とします。 これから、質疑を行います。 (質疑なし)
議 長	質疑がないようです。 これから、討論を行います。 河内直子議員
河内議員	反対の立場から討論します。 議案第11号、第12号と同じ理由により、反対を表明し、討論とします。
議 長	これで、討論を終わります。 これから、議案第15号「平成23年度筑前町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について」を、採決します。 議案第15号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手多数です。 したがって、議案第15号「平成23年度筑前町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について」は、原案のとおり可決されました。
日程第16	
議 長	日程第16 議案第16号「平成23年度筑前町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について」を、議題とします。 これから、質疑を行います。

	河内直子議員
河内議員	補正予算書（第２号）の７ページです。 第１目２節の滞納繰越分１，０００千円計上されておりますが、総額でどれくらい負担金の滞納があるのか、お尋ねいたします。
議 長	下水道課長
下水道課長	お答えいたします。 昨日の当初予算の中でもありましたけれども、２３年度調定額で約２７，０００千円程度でございます。 １，０００千円の増額は、本年度の滞納整理の実績に基づきまして、少し努力した分で増額をしております。
議 長	河内直子議員
河内議員	その２７，０００千円、努力されて５月と年２回ですね、皆さんで徴収にあたられているということですが、回収の見込みはどの程度を見込んでおりますでしょうか。
議 長	下水道課長
下水道課長	お答えいたします。 かなり長期になっていらっしゃる方もございます。 基本的に全額回収するように努力はしておりますけれども、税法と同じような点がございまして、どうしても不納欠損をせざるを得ない金額が出てきているのが現実でございます。
議 長	これで、質疑を終わります。 これから、討論を行います。 河内直子議員
河内議員	議案第１１号、第１２号、第１５号と同じ理由により、反対を表明し、討論とします。
議 長	これで、討論を終わります。 これから、議案第１６号「平成２３年度筑前町公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）について」を、採決します。 議案第１６号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 （賛成者挙手）
議 長	挙手多数です。 したがって、議案第１６号「平成２３年度筑前町公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）について」は、原案のとおり可決されました。
日程第１７	
議 長	日程第１７ 議案第１７号「平成２３年度筑前町水道事業会計補正予算（第２号）について」を、議題とします。 これから、質疑を行います。 （質疑なし）
議 長	質疑がないようです。 これから、討論を行います。 河内直子議員
河内議員	反対の立場から討論します。 議案第１１号、第１２号、第１５号、第１６号と同じ理由により、反対を表明し、討論とします。
議 長	これで、討論を終わります。 これから、議案第１７号「平成２３年度筑前町水道事業会計補正予算（第２号）について」を、採決します。

	議案第１７号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手多数です。 したがって、議案第１７号「平成２３年度筑前町水道事業会計補正予算（第２号）について」は、原案のとおり可決されました。
日程第１８～ 日程第２５	
議 長	会議規則第３５条の規定により、日程第１８から日程第２５までを一括議題とします。 一括議題とした日程第１８ 議案第１８号から日程第２５ 議案第２５号までについて、予算審査特別委員長の報告を求めます。 矢野勉委員長
委 員 長	予算審査特別委員長として、予算審査特別委員会の審査を報告いたします。 本会議で一括議題として付託されました議案第１８号から議案第２５号は、３月１３日と１４日の２日間、慎重に審査した結果、本委員会はお手元にお配りしております委員会報告書のとおり、可決することに決定しましたので、会議規則第７５条の規定により報告いたします。
議 長	報告が終わりました。 一括議題とした議案第１８号から議案第２５号までに対する委員長の報告は、可決です。 議案第１８号「平成２４年度筑前町一般会計予算について」 議案第１９号「平成２４年度筑前町国民健康保険事業特別会計予算について」 議案第２０号「平成２４年度筑前町後期高齢者医療特別会計予算について」 議案第２１号「平成２４年度筑前町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」 議案第２２号「平成２４年度筑前町農業集落排水事業特別会計予算について」 議案第２３号「平成２４年度筑前町公共下水道事業特別会計予算について」 議案第２４号「平成２４年度筑前町水道事業会計予算について」 議案第２５号「平成２４年度筑前町工業用地造成事業特別会計予算について」は、委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手多数です。 したがって、議案第１８号から議案第２５号までは、委員長報告のとおり、可決されました。
日程第２６	
議 長	日程第２６ 請願第１号「公的年金の改悪に反対する意見書提出を求める請願について」を、議題とします。 お諮りします。 請願第１号については、会議規則第９０条第２項の規定によって、委員会の付託を省略したいと思います。 これに、ご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 請願第１号については、委員会付託を省略することに決定しました。 本件について、趣旨説明を求めます。 河内直子議員
河内議員	お手元の議会提出の議案書等、１２ページをお開きください。

	読み上げて提案に代えさせていただきます。 公的年金の改悪に反対する意見書提出を求める請願 (請願書朗読説明)
議 長	趣旨説明が終わりました。 これから、質疑を行います。 (質疑なし)
議 長	質疑がないようです。 これから、討論を行います。 梅田美代子議員
梅田議員	反対討論をいたします。 公的年金の改悪に反対する意見書提出を求める請願に、反対の立場で討論を行います。 公的年金の2.5%引き上げに反対する意見書案の内容を見ますと、公的年金の2.5%削減は行わないことのみの意見書となっております。 しかしながら、この内容のみの意見書では、甚だ不十分であると言わざるを得ません。なぜなら、どうして公的年金の2.5%引上げの議論が出てきたのかという、本質を見極める必要があると思います。 この背景には、長期景気低迷によるデフレ経済により、年金財源確保が厳しくなってきたことが上げられます。2.5%引き下げ反対を叫ぶだけでは、問題の根本解決にはならないと考えます。 まず、政府が一番にやるべきことは、景気、経済を回復させ、デフレから脱却し、緩やかな物価水準の上昇を確保することであります。 そこで、本町議会として意見書を提出するのであれば、「2.5%削減は行わないこと」というだけでは十分ではありません。 大事なことは、政府に対して、「景気、経済回復にしっかり取り組み、デフレ脱却を図り、緩やかな物価水準の上昇を確保すること」、ということを合わせて求める意見書とすることが肝心要であると考えます。 よって、反対し、討論といたします。
議 長	これで、討論を終わります。 これから、請願第1号「公的年金改悪に反対する意見書提出を求める請願について」を、採決します。 請願第1号は、採決することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手少数です。 したがって、請願第1号「公的年金の改悪に反対する意見書提出を求める請願について」は、不採択とすることに決定しました。
日程第27	
議 長	日程第27 「議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件」を、議題とします。 議会運営委員長から、会議規則第73条の規定によって、お手元にお配りした本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。 お諮りします。 委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いた

	しました。
日程第28	
議 長	日程第28 「常任委員会の閉会中の所管事務調査の件」を、議題とします。 各常任委員長から、所管事務のうち会議規則第73条の規定によって、お手元にお配りした所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。 お諮りします。 各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。
閉 会	
議 長	これで、本日の会議は、全部終了いたしました。 田頭町長
町 長	平成24年第1回筑前町定例会閉会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。 提案いたしました平成24年度一般会計予算をはじめ、すべての議案、慎重審議のうえ承認・可決いただきました。ありがとうございました。 残されました23年度の期間、新たな24年度の予算執行に向けて、本会議で議員各位からの意見を念頭に、全力で取り組む所存でございますので、ご指導のほどをよろしくお願い申し上げます。 なお、本定例会は、平成23年度に開会されます定例会といたしましては最終議会でございます。 執行部席に着席しております課長のうち、4名が今月3月末日で退職いたします。4名の職員もこのような議会で、議員各位に対して行財政を答弁させていただきましたことを、責任感と誇り、また、安堵感で胸熱くするところであろうかと思います。 終りにあたりまして、平成24年度が本年度予算の執行により、まちづくりが前進しますことを祈念いたしまして、お礼のあいさつといたします。ありがとうございました。
議 長	町長からのあいさつが終わりました。 会議を閉じます。 平成24年第1回筑前町議会定例会を閉会します。 お疲れ様でございました。(15:00)
	上記会議の経過を記載し、その相違ないことを証するために署名する。 議 長 宮原 均 11番 議員 藤 野 久 12番 議員 内堀 靖子